

参考① 幹事会に対する意見等一覧 東部建設事務所管内

1. 協議事項

○令和4年度 of 取組状況について【資料1】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
福山市	資料の差し替え ・(1)③令和4年度に新たにハザードマップを作成	資料の差し替えを行いました。

○広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針【資料2】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
意見なし		

○規約の改正について【資料3】

	意見・質問等	事務局の回答・対応
意見なし		

2. 報告事項

○要配慮者利用施設避難確保計画の進捗状況について【資料4】

	内容	事務局からの回答
意見なし		

3. その他

	意見・質問等	事務局の回答・対応
意見なし		

広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針の実施状況について【東部建設事務所管内】

1 取組方針の取組事項について
令和4年度の実施状況及び令和5年度以降の予定について記載してください。

取組事項		実施時期	実施主体	R4の取組状況										R5以降の取組予定										備考										
項目	取組内容			広島県	三原市	尾道市	福山市	府中市	世羅町	神石高原町	福山河川国道事務所	気象台	東部建設事務所	三原支所	広島県	三原市	尾道市	福山市	府中市	世羅町	神石高原町	福山河川国道事務所	気象台		東部建設事務所	三原支所	具体的な取組内容							
1 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組																																		
①洪水氾濫を未然に防ぐ対策	・県が管理する一級河川(指定区間)及び二級河川について、洪水による浸水被害を防止するため、「ひろしま川づくり実施計画」に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。	継続実施	県	実施中																							【広島県】ひろしま川づくり実施計画に基づき、洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた計画的な河川整備を実施。 【東部建設】河川の流下能力増加による洪水等の浸水被害の防止。 【三原支所】沼田川(高瀬、浸透対策)、椋梨川、大田川、宇津戸川、神崎川の改修。							
	・平成30年7月豪雨により甚大な浸水被害があった沼田川及び支川において河川激甚災害対策特別緊急事業を実施。	H30～R4		実施中																									【広島県】令和5年度中の完成を目指し工事を実施。 【三原支所】仏通寺川の一部区間は通常事業で継続。	【三原支所】遊特事業の製和川、菅川、天井川完成、沼田川本川構成				
	・越水しても堤防決壊までの時間を少しでも延ばすため、堤防天端をアスファルト舗装等で防護する対策を実施。	継続実施		実施中																										【東部建設】堤防の質的強化により強い構造を構築し被災時の円滑な避難を確保。	【三原支所】沼田川、製和川、尾原川、三次川、天井川対策完了			
	・河道が本来持っている流下能力を確保・維持し、浸水被害を軽減するため、「河川内の堆積土等除去計画」に基づき、一定規模の洪水により河川背後地において床上浸水被害が発生するおそれのある箇所などの浚渫工事などを優先して実施。	継続実施		実施中																										【広島県】管理基準に基づき対策が必要な箇所の浚渫工事などを実施し、引き続き河道が本来持つ流下能力の維持・確保を図る。 【三原支所】堆積状況や、周辺の土地利用状況等から実施箇所、時期を検討し計画的に実施する。				
②水害対応タイムラインの共有・周知	・洪水予報河川及び水位周知河川において、河川の洪水時に住民、市町、県が取るべき行動を時系列に沿って整理し作成したタイムラインを関係機関と共有・周知。	継続実施	県市町	実施中	実施中	実施中	完了	実施中	完了																					【尾道市】水害対応タイムラインを作成し、関係機関と共有する。 【福山市】洪水予報連絡会等への参加、防災リーダー連絡協議会、出水期前の学区説明会等において関係者に周知。				
	・毎年出水期前に開催する水防等連絡会において、水害対応タイムラインを再確認	継続実施		実施中	実施中	実施中	完了	実施中	未実施	実施中																					【尾道市】出水期前に、水害対応タイムラインを再確認する。 【福山市】洪水予報連絡会等への参加、防災リーダー連絡協議会、出水期前の学区説明会等において関係者に周知			
③洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・周知	・中小河川における洪水浸水想定区域図を作成し、県建設事務所等での閲覧、ホームページへの掲載により公表。【令和3年度から順次作成・公表】	完了済	県	完了																										【広島県】洪水ハザードマップの作成支援。				
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図や中小河川における洪水浸水想定区域図を基にした水害ハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	随時	市町(県)		完了	実施中	実施中	実施中	未実施	未実施																					【尾道市】令和4年度に、洪水浸水想定区域図(想定最大・中小河川)に基づく防災マップを作成・公表した。引き続き、出前講座等の機会を捉えて、当該マップの周知に努める。 【福山市】現在、水害(洪水・土砂災害)ハザードマップ作成中(2023年3月配布予定)			
	・小・中学校を対象に想定される浸水深や実績の浸水深を示した標識を設置する「まるごとまちごとハザードマップ」に取り組む。	継続実施	県市町	実施中	未実施	未実施	未実施	未実施	実施中	実施中																					【広島県】計画的な実施。 【福山市】令和5年度以降の実施について検討中			
④避難確保計画の作成・確認	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図や中小河川における洪水浸水想定区域図に基づき、市町の避難計画(避難所や避難場所など)を見直し住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】	随時	市町(県)		実施中	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施																					【尾道市】令和4年度に、洪水浸水想定区域図(想定最大・中小河川)を基に、風水害時に開設する避難所・避難場所を再調査した。引き続き、出水期前に町内会長に回覧を依頼する等により、市民に対して避難所等に関する情報の周知を図る。 【福山市】現在、水害(洪水・土砂災害)ハザードマップ作成中(2023年3月配布予定)。避難確保計画、個別避難計画作成を促進、地区防災計画の見直しを推進。ホームページ、広報等により住民・事業者へ周知を図る。			
	・応急的な避難場所として、商業施設や高層ビル等を活用している市町の事例を情報共有。	継続実施	市町(県)		完了	未実施	実施中	実施中	未実施	未実施																						【福山市】自治会、自主防と連携を図り、必要な避難場所の協定締結を継続		
	・国管理河川における広域避難体制の構築についての先行事例などの情報を共有。	継続実施	国県市町	未実施	実施中		実施中	実施中	未実施	未実施	実施中																					【福山市】国、県と連携を図り、芦田川の洪水が予想される場合の広域避難計画について検討 【福山河川】減災対策協議会内にて情報共有		
	・国が作成した「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引」等を対象施設に周知。	継続実施	国県市町	実施中	完了	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中																					【尾道市】対象施設に計画作成依頼を送付する際に、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引」等を同封し周知する。 【福山市】ホームページ、広報等により対象施設に周知し、避難確保計画作成を促進 【福山河川】減災対策協議会内にて情報共有		
	・地域防災計画への要配慮者利用施設の指定状況や施設における避難確保計画の作成状況等について情報共有。	継続実施	国県市町	実施中	完了	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施	実施中																					【尾道市】地域防災計画への要配慮者利用施設の指定状況や施設における避難確保計画の作成状況等について、関係機関と情報共有を行う。 【福山市】地域防災計画には、施設を記載。ホームページ、広報等により対象施設に周知し、避難確保計画作成を促進 【福山河川】減災対策協議会内にて情報共有		
	・関係機関と連携して、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施	未実施	実施中	実施中																					【広島県】安芸高田市で未提出施設を対象に講習会を実施。 【尾道市】関係機関と連携して、要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練実施の支援を行う。 【福山市】ホームページ、広報等により対象施設に周知し、避難確保計画作成を促進 【福山河川】減災対策協議会内にて情報共有		
	・関係機関と連携して、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援。	継続実施	国県市町	実施中	実施中	実施中	実施中	未実施	未実施	実施中	実施中																					【尾道市】関係機関と連携して、要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練実施の支援を行う。 【福山市】ホームページ、広報等により対象施設に周知し、避難確保計画作成を促進 【福山河川】減災対策協議会内にて情報共有		
⑤洪水時におけるホットラインの実施	・洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町と県建設事務所(支所)において、河川情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県市町気象台	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中																						【広島県】出水期までに各建設事務所及び市町のホットラインを整備する。 【尾道市】東部建設事務所三原支所とのホットラインを確保し、河川情報の早期把握に努める。 【福山市】出水期前に東部建設事務所長のホットラインを確認			
	・市町長と気象台長及び市町防災担当者や気象台担当者において、気象情報に関するホットラインを実施。	継続実施	県市町気象台	実施中	完了	実施中	実施中	実施中	実施中																							【広島県】年度初めに各市町と調整。 【尾道市】気象台長及び気象台担当者とのホットラインを確保し、気象情報等の早期把握に努める。 【福山市】気象台長による本市訪問時等にホットラインを確認		
	・毎年出水期前の水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を再確認。	継続実施	県市町気象台	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中	実施中																							【広島県】年度初めに各市町と調整。 【尾道市】出水期前に、東部建設事務所三原支所とのホットラインの連絡体制や伝達内容を再確認する。 【福山市】出水期前に東部建設事務所長のホットラインを確認		
⑥住民の避難行動を支援する防災情報の提供	・洪水予報河川及び水位周知河川等において、「広島県河川防災情報システム」により水位等の観測情報を提供。	継続実施	県	実施中																														
	・河川防災の出前講座、避難訓練、広報誌、広報番組等により「広島県河川防災情報システム」等の周知、防災情報メールへの登録促進。	継続実施	県	実施中																													【広島県】河川の出前講座の実施	
	・「防災気象情報の伝え方に関する検討会」の提言を受けた防災気象情報の改善及び提供。 ・安全知識の普及啓発。	随時	気象台																															

要配慮者利用施設における避難確保 計画の作成状況について

広島県土木建築局道路河川管理課

避難確保計画作成の義務化について

○要配慮者利用施設の「避難確保計画作成」及び「避難訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内で地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画作成・訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表される場合があります。
- ・令和4年9月末時点での全国の要配慮者利用施設（116,178施設）のうち、計画作成済施設は99,149施設（約85%）です。
- ・国土交通省は、令和3年度末迄に作成率を100%目標としており、「逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現」を目指していますが、まだ100%には至っておりません。今後も継続的な働きかけをお願い致します。

要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）

社会福祉施設

（老人福祉関係施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、保護施設、児童相談所 等）

学校

（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校 等）

医療施設

（病院、診療所、助産所 等）

地域防災計画に規定

- ・避難確保計画作成【義務】
- ・避難訓練の実施【義務】

現在の全国進捗状況について(令和4年9月末時点)

水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況

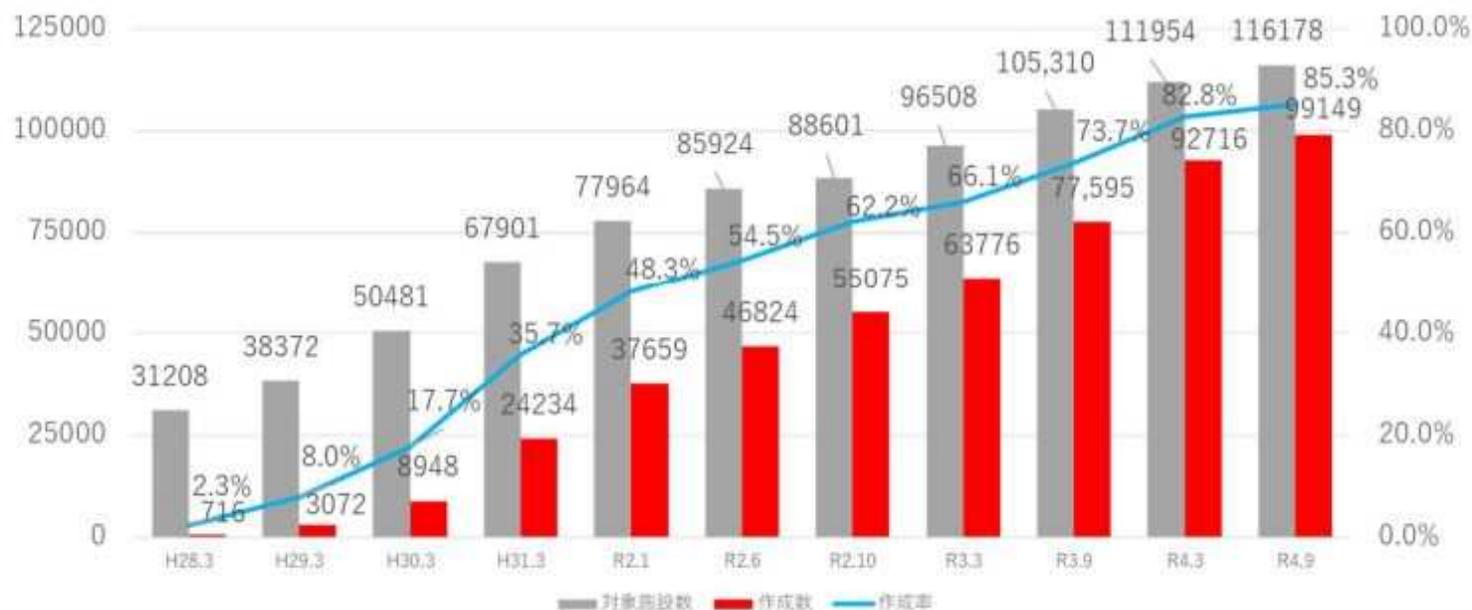
令和5年1月17日

- 令和4年9月末時点で、対象施設※は116,178施設、うち計画作成済みは99,149施設(約85%)。
 - 前回調査の令和4年3月末から6ヶ月間で4,224施設増え、作成率は83%から2ポイント増加。
- ※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和4年9月末時点

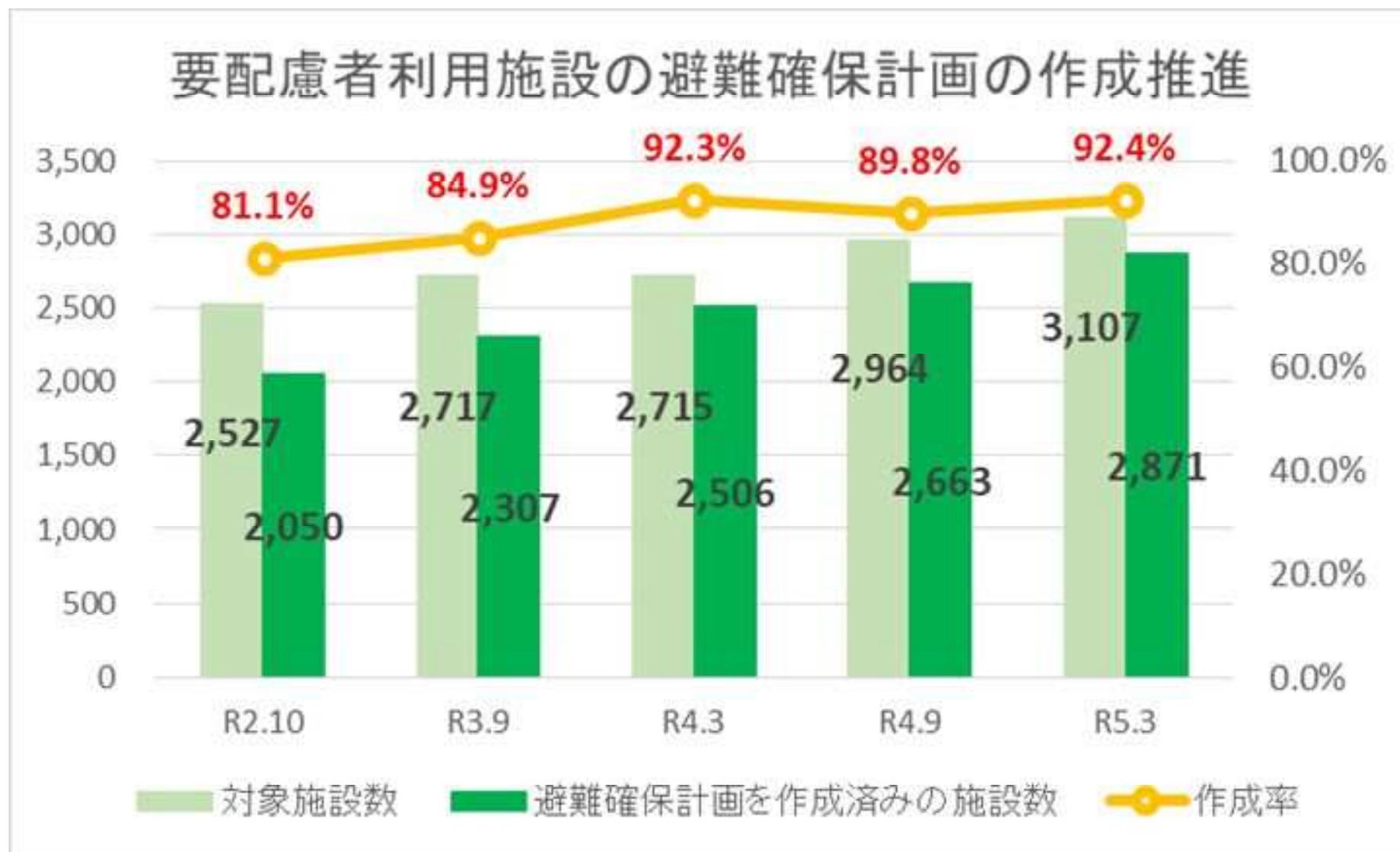
区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	116,178	99,149	85%
うち社会福祉施設	94,782	80,972	85%

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の推移



県内の避難確保計画の作成状況について(令和5年3月末時点)

- 令和5年3月末時点で、県内の対象施設は3,107施設、うち計画作成済み施設は2,871施設で全体の92%です。
- 前回調査時から半年間で、策定率は増加しています。



避難確保計画の作成状況について

- 令和5年3月末時点での作成率100%の市町は次のとおりです。
- 今後も関係部署等で連携して、避難確保計画の提出に向けて継続的な働きかけをお願いします。

避難確保計画の作成率が

- 100%の市町 : 広島市、呉市、三原市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
- 100%未満の市町 : 竹原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、北広島町、世羅町
- 該当施設のない市町 : 大崎上島町、神石高原町

避難確保計画作成支援動画

「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtube.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】

